## 資料4 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について

平成19年12月18日，総理大臣官邸において開かれた「官民トップ会議」において，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」が，政労使による調印の上，決定されました。

憲章は，国民的な取り組みの大きな方向性を示すもので，いま何故仕事と生活の調和が必要か，それに実現した社会の姿，関係者が果たすべき役割をわかりやすく示しています。

行動指針は，企業や働く者の効果的な取り組み，国や地方公共団体の施策の方針を示す もので，社会全体の目標として年齢階層別就業率，年次有給休暇取得率，第1子出産前後 の女性の就業継続率など，14の数値項目を設定しています。

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

## 〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

## （仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は，暮らしを支え，生きがいや喜びをもたらす。同時に，家事•育児，近隣との付 き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり，その充実があってこそ人生の生きがい喜びは倍増する。

しかし，現実の社会には，

- 安定した仕事に就けず，経済的に自立することができない，
- 仕事に追われ，心身の疲労から健康を害しかねない，
- 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

## （働き方の二極化等）

その背景としては，国内外における企業間競争の激化，長期的な経済の低迷や産業構造 の変化により，生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で，正社員 の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方，利益の低迷や生産性向上 が困難などの理由から，働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

## （共働き世帯の増加と変わらない働き方•役割分担意識）

[^0]```
としたものが多く残っている。
```

しかしながら，今日では，女性の社会参加等が進み，勤労者世帯の過半数が，共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また，職場や家庭，地域では，男女の固定的な役割分担意識が残っている。

## （仕事と生活の相克と家族と地域•社会の変貌）

このような社会では，結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとと もに「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こう した個人，家族，地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり，それが人口減少にも繋がって いるといえる。

また，人口減少時代にあっては，社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であ るが，働き方や生き方の選択肢が限られている現状では，多様な人材を活かすことができ ない。

## （多様な㗢き方の模索）

一方で働く人々においても，様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上さ せようとする人や，仕事と生活の双方を充実させようとする人，地域活動への参加等をよ り重視する人などもおり，多様な働き方が模索されている。

## （多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま，我々に求められているのは，国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに，少子化の流れを変え，人口減少下でも多様な人材が仕事に就け るようにし，我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し，個々人の生き方や子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。
個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は，個人の時間の価値を高め，安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

## （明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は，人口減少時代において，企業の活力や競争力 の源泉である有能な人材の確保•青成•定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状で

も人材確保が困難な中小企業において，その取組の利点は大きく，これを契機とした業務 の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は，企業にとっ て「コスト」としてではなく「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと，仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んで いくため，本憲章を定める。

## 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりが，いや充実感を感じ ながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択•実現できる社会」で ある。

具体的には，以下のような社会を目指すべきである。
（1）就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ，かつ，経済的 に自立可能な働き方ができ，結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて，暮らしの経済的基盤が確保できる。
（2）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され，家族•友人などとの充実した時間，自己啓発や地域活動 への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
（3）多様な働き方•生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず，誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方 に挑戦できる機会が提供されており，子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれ た状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき，しかも公正な処遇が碓保されている。

## 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには，まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはも とより，国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進 に積極的に取り組む企業もあり，今後はそうした企業における取組をさらに進め，社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また，各主体の具体的取組につ いては別途「仕事と生活の調和推進のための行動，指針」で定めることとする。
（企業と㗢く者）
（1）企業とそこで働く者は，協調して生産性の向上に努めつつ，職場の意識や職場風土

の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。
（国民）
（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え，家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また，消費者として，求めようとするサービスの背後にある働 き方に配慮する。
（国）
（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は，我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから，国は，国民運動を通じた気運の醸成，制度的枠組みの構築や環境整備などの促進•支援策に積極的に取り組む。
（地方公共団体）
（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから，その推進に際し ては，地方公共団体が自らの創意工夫のもとに，地域の実情に応じた展開を図る。

## 仕事と生活の調和推進のための行動指針

## 1 行動指針の性格

本行動指針は仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランス憲章（以下「憲章」という。） で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため，企業や働く者，国民の効果的な取組，国や地方公共団体の施策の方針を定める。

## 2 「仕事と生活の調和が実現した社会」に必要とされる諸条件

憲章で示した「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」の具体的な 3 つの社会が実現 するために必要な条件はそれぞれ以下のとおりである。
（1）就労による経済的自立が可能な社会

- 若者が学校から職業に円滑に移行できること。
- 若者や母子家庭の母等が，就業を通じて経済的自立を図ることができること。
- 意欲と能力に応じ，非正規雇用から正規雇用へ移行できること。
- 就業形態に関わらず，公正な処遇や能力開発機会が確保されること。
（2）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
－企業や社会において，健康で豊かな生活ができるための時間を確保することの重要性 が認識されていること。
－労働時間関係法令が遵守されていること。
- 健康を害するような長時間労働がなく，年次有給休暇の取得が促進されていること。
- メリハリのきいた業務の進め方などにより時間当たり生産性も向上していること。
- 取引先との契約や消費など職場以外のあらゆる場面で仕事と生活の調和が考慮されて いること。
（3）多様な働き方•生き方が選択できる社会
－子育て中の親，働く意欲のある女性や高齢者などが，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様で柔軟な働き方が可能となる制度があり，実際に利用できる こと。
－多様な働き方に対応した育児，介護，地域活動，職業能力の形成等を支える社会的基盤が整備されていること。
－就業形態に関わらず，公正な処遇や能力開発機会が確保されること（再掲。）


## 3 各主体の取組

仕事と生活の調和の実現の取組は，個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使 で話し合い，自主的に取り組んでいくことが基本であるが，我が国の社会を持続可能で確かなものとすることに関わるものであることから，国と地方公共団体も，企業や働く者，国民の取組を積極的に支援するとともに，多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

## （1）企業，働く者の取組

（総論）
－経営トップがリーダーシップを発揮し，職場風土改革のための意識改革，柔軟な働き方の実現等に取り組む。
－労使で仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて，これに計画的に取り組み，点検する仕組みを作り，着実に実行する。
－労使で働き方を見直し，業務の進め方•内容の見直しや個人の能力向上等によって，時間当たり生産性の向上に努める。企業は，雇用管理制度や人事評価制度の改革に努 める。働く者も，職場の一員として，自らの働き方を見直し，時間制約の中でメリハ リのある働き方に努める。

- 管理職は率先して職場風土改革に取り組み，働く者も職場の一員としてこれに努める。
- 経営者，管理職，働く者は，自らの企業内のみならず，関連企業や取引先の仕事と生活の調和にも配慮する。
－働く者は，将来を見据えた自己啓発•能力開発に取り組み，企業はその取組を支援す る。
- 労使団体等は連携して，民間主導の仕事と生活の調和に向けた気運の醸成などを行う。
- 労使は，就業の実態に応じて，均衡を考慮しつつ，労働契約を締結し，又は変更すべ

きものとする。

## （就労による経済的自立）

－就職困難者等を一定期間試行雇用するトライアル雇用などを活用しつつ，人物本位に よる正当な評価に基づく採用を行う。

- パート労働者等については正規雇用へ移行しらる制度づくり等を行う。
- 就業形態に関わらず，公正な処遇や積極的な能力開発を行う。


## （健康で豊かな生活のための時間の確保）

- 時間外指導基準を含め，労働時間関連法令の遵守を徹底する。
- 労使で長時間労働の抑制，年次有給休暇の取得促進など，労働時間等の設定改善のた めの業務の見直しや要員確保に取り組む。
－社会全体の仕事と生活の調和に資するため，取引先への計画的な発注，納期設定に努 める。


## （多様な働き方の選択）

－育児•介護休業，短時間勤務，短時間正社員制度，テレワーク，在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備，それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。

- 女性や高齢者等が再就職や継続就業できる機会を提供する。
- 就業形態に関わらず，公正な処遇や積極的な能力開発を行う。


## （2）国民の取組

- 国民一人ひとりが，個々人の多様性を理解し，互いに尊重し合う。
- 自らの仕事と生活の調和の在り方について考え，周囲の理解を得ながらその実現を目指す。
- 家庭や地域の中での自らの役割を認識し，積極的な役割を果たす。
- 消費者の一人として，サービスを提供する労働者の働き方に配慮する。


## （3）国の取組

（総論）

- 全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
- 次世代育成に対する企業の取組促進のための対策の検討等を進め，生活の時間の確保 や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した制度的枠組みを構築する。
- 働き方に中立的な税•社会保障制度の在り方を検討する。
- 経済全体の生産性の向上を図っていく観点から，中小企業等の生産性向上（地域資源

活用促進プログラムによる新事業創出支援，I Tを活用した財務会計の整備，下請適正取引等の推進や資金供給の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。
－先進企業の好事例等の情報の収集•提供•助言，中小企業等が行ら労働時間等設定改善の支援等，仕事と生活の調和の実現に取り組む企業を支援する。
－労働基準法，労働契約法，パートタイム労働法等関係法令の周知を図るとともに，法令遵守のための監督指導を強化する。
－顕彰制度や企業の取組の診断•点検を支援すること等により，積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
－働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。

## （就労による経済的自立）

- 一人ひとりの勤労観，職業観を育てるキャリア教育を学齢期から行う。
- フリーターの常用雇用化を支援する。
- 若者や母子家庭の母等，経済的自立が困難な者の就労を支援する。


## （健康で豊かな生活のための時間の確保）

－労使による長時間労働の抑制，年次有給休暇の取得促進など，労働時間等の設定改善 の取組を支援する。
－家事サービス等についての情報提供に対する支援をする。

## （多様な働き方の選択）

－育児•介護休業，短時間勤務，短時間正社員制度，テレワークといった多様な働き方 を推進するとともに，パート労働者の均衡待遇の推進，働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援，促進等，その多様な働き方を推進するための条件 を整備する。

- 在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。
- 男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め，男性の子育て参加の支援•促進を図 る。
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進する。
- 地方公共団体等による育児•介護の社会的基盤づくりを支援する。
- 多様な教育訓練システムの充実等，職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤 を整備する。


## （4）地方公共団体の取組

－地方の実情に即した，仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進 する。 N P O 等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る。

- 仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価する。
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を展開する。
- 地域の実情に応じて，育児•介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成する。


## 4 仕事と生活の調和の実現の進渉状況の点検•評価

数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により，仕事と生活の調和 した社会の実現に向けた全体としての進渉状況を把握•評価し，政策への反映を図る。 また，憲章，本行動指針の点検•評価を行うため，学識経験者，労使の代表で構成され る検討の場を設け，数値目標や「仕事と生活の調和」実現度指標についても必要に応じ て見直すこととする。

## 5 数値目標（別紙 1 ）

仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業，働く者，国民，国及び地方公共団体 の取組を推進するための社会全体の目標として，政策によって一定の影響を及ぼすこと ができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は，社会全体として達成する ことを目指す目標であり，個々の個人や企業に課されるものではない。10年後の目標値 は，取組が進んだ場合に達成される水準（1）個人の希望が実現した場合を想定して推計 した水準，又は，（2）施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定し て推計した水準等）を設定することを基本とし，また，その実現に向けての中間的な目標値として 5 年後の数値目標を設定する。

## 6 「仕事と生活の調和」実現度指標の在り方（別紙2）

「仕事と生活の調和」実現度指標とは，我が国の社会全体でみた（1）個人の暮らし全般 に渡る仕事と生活の調和の実現状況（個人の実現度指標）と，（2）それを促進するための環境の整備状況（環境整備指標）を数量的に把握するものである。個人の実現度指標に ついては「I 仕事•働き方「II 家庭生活」，「III 地域•社会活動」，「IV 学習や趣味•娯楽等」，「V 健康•休養」の5分野ごとに中項目，小項目を設け，環境整備指標 については分野を設けず 1 つの指標とする。「仕事と生活の調和」実現度指標では，本行動指針で数値目標とされた指標を含む別紙 2 の構成要素に掲げられた指標を合成して作成する。この「仕事と生活の調和」実現度指標は，目標として設定するものではなく，仕事と生活の調和の進展度合いを測るものである。なお，憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」，「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」，「多様な働き方•生き方が選択できる社会」の 3 つの社会の姿の実現状況も本指標により把握することができる。

|  | 数値目標設定指標 |  | 現状 | 目标値 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 5年後（2012年） | 10年後（2017年） |
| $\begin{array}{r} I \\ \text { 就 } \\ \text { 总 } \\ \text { 可 } \\ \text { 態よ } \\ \text { な } \\ \text { 社経 } \\ \text { 会的 } \\ \text { 自 } \\ \text { 立 } \\ \text { が } \end{array}$ | （1） | 就業率 <br> （II，IIにも関わるものである） |  | 25～34歲 男性 90．3\％ | 93～94\％ | 93～94\％ |
|  |  |  | 25～44歳 女性 64．9\％ | 67～70\％ | 69～72\％ |
|  |  |  | 60～64歳 男女計 52．6\％ | 56～57\％ | 60～61\％ |
|  |  |  | 65～69歳 男女計 34．6\％ | 37\％ | 38～39\％ |
|  | （2） | 時間当たり労働生産性の伸び率 <br> （II，IIにも関わるものである） | $\begin{gathered} \text { 1.6\% } \\ \text { (1996年~2005年度の10年間平均) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 2.4\% (5割堌) } \\ \text { (2011年度) } \end{gathered}$ | － |
|  | （3） | フリーターの数 | 187万人 <br> （平成15年にビークの217万人） | $\begin{gathered} \text { ピーク時の } 3 / 4 \text { に減少 } \\ (162.8 \text { 万人以下) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ピーク時の } 2 / 3 \text { に減少 } \\ (144.7 \text { 万人以下) } \end{gathered}$ |
| $\begin{aligned} & \mathbb{1} \\ & \text { 健 } \\ & \text { 康 } \end{aligned}$ | （4） | 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 | 41．5\％ | 60\％ | 全ての企業で実施 |
| $\begin{gathered} \text { か } \\ \text { でな } \end{gathered}$ | （5） | 週労働時間6O時間以上の雇用者の割合 | 10．8\％ | 2割減 | 半減 |
| 会め | （6） | 年次有給休8⿰⿸尸二⿱コ又⿱⿰㇒一乂殳灬取得率 | 46．6\％ | 60\％ | 完全取得 |
| $\begin{aligned} & \text { が } \\ & \text { 確 } \end{aligned}$ | （7） | メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合 | 23．5\％ | 50\％ | 80\％ |
|  | 8 | テレワーカー比率 | 10．4\％ | $\begin{gathered} 20 \% \\ \text { (2010年まで) } \end{gathered}$ | － |
|  | （9） | 短時間勤務を選択できる事業所の割合 （短時間正社員制度等） | （参考）8．6\％以下 | 10\％ | 25\％ |
| な | （10） | 自己啓発を行っている労働者の割合 | 46．2\％（正社員） <br> 23．4\％（非正社員） | $60 \%$（正社員） <br> $40 \%$（非正社員） | $\begin{gathered} 70 \% \text { (正社員) } \\ \text { 50\% (非正社員) } \end{gathered}$ |
| 生 | （11） | 第1子出産前後の女性の継続就業率 | 38．0\％ | 45\％ | 55\％ |
| 選 |  |  | 保育サービス（3歳末満児） $20.3 \%$ | 29\％ | 38\％ |
| $\begin{aligned} & \text { き } \\ & \text { る } \end{aligned}$ |  |  | 放課後㫜童クラブ（小学 1 年～3年） $19.0 \%$ | 40\％ | 60\％ |
|  | （13） | 男女の育児休業取得率 | $\begin{aligned} & \text { 女性: } 72.3 \% \\ & \text { 男性: 0.50\% } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 女性: 80\% } \\ & \text { 男性: 5\% } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 女性: 80\% } \\ & \text { 男性: 10\% } \end{aligned}$ |
|  | （14） | 6歳末満の子どもをもつ男性の育児•家事関連時間 | $\begin{aligned} & \text { 1日当たり } \\ & \text { 60分 } \end{aligned}$ | 1時間45分 | 2時間30分 |

## （3）フリーターの数

【総務省「労働力調査（詳細結果（平成 18 年平均）」】 15 歳から 34 歳までで，男性は卒業者，女性は卒業で未婚の者 のうち，（1）雇用者のうち「パート・アルバイト」の者，（2）完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイ ト」の者，（3）非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「そ の他」の者の合計

## 4）労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

【厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」】企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合
注）労働時間等設定改善委員会での話し合い以外にも，例えば，プロジェクトチームの組織化，労働組合との定期協議の実施，労使懇談会の開催等が含まれる。

## （5）週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」（平成 18 年）】非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果） が 60 時間以上の者の割合

## （6）年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査（平成 19 年）」】企業規模 30 人以上の企業における，全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）
注）10年後の目標値としての「完全取得」とは，労働者が自ら希望する留保分を考慮したものである。
（7）メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
【厚生労働省「労働者健康状沉調査」（平成 14 年）】 10 人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルス ケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合
注）「心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組内容としては，「相談（カウンセリング）の実施」，「定期健康診断 における問診」，「職場環境の改善」のほか，「労働者に対する教育研修，情報提供」，「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修，情報提供」，「事業所内の産業保健スタッフ，人事労務担当者に対する教育研修，情報提供」 なども含まれる。
（8）テレワーカー比率
【国土交通省「テレワーク実態調査」（平成 17 年度）】就業者人口（総務省「就業構造基本調査（平成 14 年）の有業者総数）に占めるテレワーカー（注）の割合
注）テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義
○以下のA．B．C．D．の 4 つの条件をすべて満たす人
A．ふだん収入を伴う仕事を行っている
B．仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
C．I T を利用する仕事場所が複数ある，又は 1 ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
D．自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が，1週間あたり8時間以上である

## （9）短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい，（1）フルタイム正社員が育児•介護に加え，地域活動，自己啓発その他何らかの理由により短時間•短日勤務を一定期間行う場合と，（2）正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。
「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては，短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え，そのよ らな働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。
（参考）
人事院「平成 17 年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば，100人以上の企業における育児•介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企業数割合は $8.6 \%$ 以下 $\rightarrow$ 自己啓発（ $1.9 \%$ ），地域活動（ $1.6 \%$ ），高齢者の退職準備（1．7\％），その他の事由（2．3 \％）（以上複数回答），事由を問わず認める（1．1 \％）
（10）自己啓発を行っている労働者の割合
【厚生労働省「職業能力開発基本調査」（平成 18 年度）】従業員規模 30 人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合
注）職業能力開発基本調査における用語の定義
正社員：常用労働者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人をいう。
非正社員：常用労働者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう（「嘱託」，「パー トタイマー」，「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。
自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う，職業に関する能力を自発的に開発し，向上させるための活動（職業 に関係ない趣味，娯楽，スポーツ，健康増進等のためのものは含まない）。

## （11）第1子出産前後の女性の継続就業率

【国立社会保障•人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成 17 年）】 2000 年から 2004 年の間に第 1 子を出産した女性について，第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合

## （12）保育等の子育てサービスを提供している割合一保育サービス（3歳未満児）－

【厚生労働省「福祉行政報告例」（平成 19 年 4 月），総務省「人口推計年報」（平成 18 年）】 保育所利用児童数／ 3 歳未満人口

保育等の子育てサービスを提供している割合一放課後児童クラブ（小学 1 年～小学 3 年）－
【文部科学省「学校基本調査」（平成 19 年），厚生労働省雇用均等•児童家庭局育成環境課調査（平成 19 年）】放課後児童クラブ登録児童数／小学校 $1 \sim 3$ 年生の就学児童数）
注）保育等の子育てサービスを提供している割合は，他の目標の進渉状況によって目標の達成が左右される。

## （13）男女の育児休業取得率

【厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17 年度）】 5 人以上規模事業所における 2004 年 4 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2005年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合

## （14） 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児•家事関連時間

【総務省「社会生活基本調査」（平成 18 年）】 6 歳未満の子どもをもつ男性の 1 日当たりの「家事」，「介護•看護」，「育児」，「買い物」の合計の時間

[^1]

\section*{ <br> | 就労による経済的自立 が可能な社会 | 健瑓で豊かな生活のため の時間か碓保できる社会 | 多様な働き方•生き方 か選択できる社会 |
| :---: | :---: | :---: |


| 小 項 目 指 標 |
| :--- | :--- | :--- |

左記の指標を作成するための棍成要素



| 正社員とそれ以外の労働者の賃金格差，管理的職業従事者及び専門的•技術的職業従事者に占める |
| :--- |
| 女性割合 |


| 女性の就業率（25～44歳），女性の就業希望率（25～44歳），女性の再就職率，60歳代の |
| :--- |
| 就業率， 6 歳代の就業希望率，正社員比率の男女差，平均勤続年数の男女差，正社員の男女の平 |
| 均所定内給与格差 |

II

| 個人が人生の各段階におけ |
| :--- |
| る希望に応じて，柔軟に働き |
| 方を選択できているか |

小 項 目 指 標


$\stackrel{\leftrightarrow}{\Leftrightarrow}$

| 女性が出産•育児等に影響な |
| :--- |
| く（継続）就業できているか |


| 仕事のための拘束時間が過 |
| :--- |
| 度に長くなっていないか |

度に長くなっていないか

中項目指標
中項目指標

その進展度合いを測定するものである的に把握し
我が国の社会
「仕事と生活の調和」実現度指標は，
I．環境整備指標
環境整備指標については，分野を設けずーつの指標として測定する。なお，同指標は，本行動指針で定める数値目標のほか，仕事と生活の調和に関連する統計（構成要素）を合成することにより作成する。

| 仕事と生活の調和が実現した社会の姿 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 就労による経済的自立 が可能な社会 | 健康で豊かな生活のため の時間が碓保できる社会 | 多様な働き方•生き方 が選択できる社会 |

収入面で自立する機会が設
けられているか

| $\stackrel{\rightharpoonup}{\square}$ | 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定•届出企業数，次世代法に基づく認定企業数，ワーク・ライフ・バランス実施企業を表彰する制度を設けている自治体割合，短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等），育児•介護 のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合，育児•介護休業制度 の規定有り事業所割合，子の看護休服制度の規定有り事業所割合，正社員への転換制度がある事業所割合，リフレッシュ・ゆとり活動に対する支援•援助制度が ある企業割合，職員のボランティア活動に対する支援•援助制度がある企業割合，労働者の自己啓発を支援している事業所割合，社会人特別選抜実施校数，社会教育施設における学級•講座数，特定非営利活動法人認証数（累計），シルバー人材 センター会員数，公契約の評価項目にワーク・ライフ・バランス取組を採用して いる自治体割合 |
| :---: | :---: |



※1「標準化」とは，単位や变動幅が異なるデータを同等に报え
るよ調整することと。
※2 太字は数直目標（以下同）
～$\sqrt{\text { メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合，健康づくりに取り組んでいる }}$
（標準化 ${ }^{* 1}$ した各構成要素を合成•指数化する。）
公共職業安定所の求職者の就職率，離職者訓練終了後の就職率
学働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合※2，長期休
暇制度のある企業割合

| 働き方•生き方を選べる機会 |
| :--- |
| が設けられているか |

収入面で自立する機会が設


| 合成指標を作成する。これにより，環境整備 |
| :--- |
| の進展度合を測ることが可能となる。 |


[^0]:    さらに，人々の生き方も変化している。かつては夫が働き，妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり，現在の働き方は，このような世帯の姿を前提

[^1]:    「個人の実現度指標」は，5分野毎に指標を測定する。各5分野別の指標は更に，中項目，小項目指標に分かれる。小項目指標を行動指針における「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」で整理することにより，その状況を把握する

